東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （事務） 第７条　本プログラムに関する事務は、学務課、学務課国際交流室、研究支援課及び関係部署の協力を得て学務課教育支援室が処理する。 ２　（略）	本則 （事務） 第７条　本プログラムに関する事務は、学務部学務課、学務部学務課国際交流室、研究・財務戦略部研究支援課及び関係部署の協力を得て学務部学務課教育支援室が処理する。 ２　（略）	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。